

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム (SATREPS) JST による中間評価の実施要領

令和 5 年 4 月改定
JST 国際部

1. 地球規模課題国際科学技術協力 (SATREPS) プロジェクトの中間評価について

JST は、国際科学技術共同研究推進事業(地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム)の実施に関する規則に基づき、中間評価を実施します。中間評価は、プロジェクトの実施期間が5年以上の場合において、プロジェクト開始後遅くとも3年程度の時期を目安として実施されます。なお、5年未満の場合でも、評価者の方針に基づき中間評価を実施する場合があります。

中間評価は、地球規模課題解決に資する国際共同研究の成果、科学技術水準の向上、科学技術政策および社会への貢献、キャパシティ・ディベロップメントなどの観点から、日本国内および相手国を含めた国際共同研究全体の進捗や研究成果を把握・評価することで、プロジェクト終了までの期間における適切な資源配分、計画や成果目標等の見直し、研究運営体制の改善を促すことを目的として行います。

なお、JICA では、JST の中間評価に該当する評価 (JICA では「中間レビュー」と称します) の実施は必須ではなく、6 ヶ月ごとの定期モニタリング (JICA 担当課が現地に渡航することもあります) を通じてプロジェクトの進捗管理を実施します。JST が中間評価で現地調査を実施する際は、JICA もこのタイミングに併せて定期モニタリングを原則実施するよう調整します。なお、前述のとおり JICA では「中間レビュー」は必須ではありませんが、仮に実施する場合は定期モニタリングと兼ねることとし、その際は原則 JICA 担当課 (外部コンサルタントが同行する場合があります) が現地に渡航し実施します。

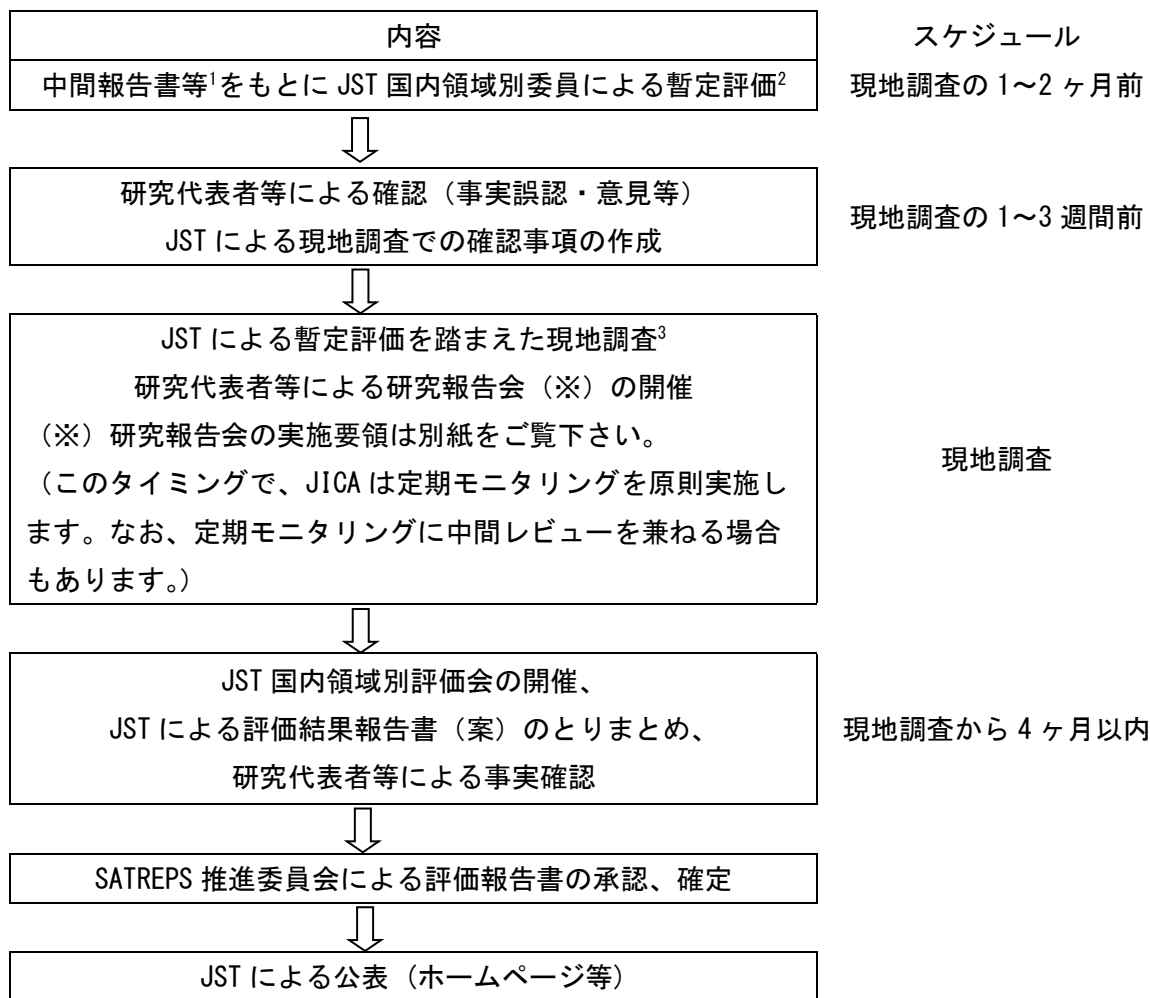
2. 中間評価の進め方

日本側研究代表者が作成する中間報告書、成果目標シート、全体研究計画書・年次研究計画書、年次実施報告書等を用いて、外部有識者 (研究主幹、推進委員等を含む) から構成される国内領域別委員による評価会が開催されます。評価会では研究者からの成果発表と評価委員らによる質疑応答を行った後、委員だけによる審議が行われ当該評価委員会における総合評価が決まり、各委員の評論に基づいた評価報告書 (案) が作成されます。なお、評価報告書を作成する際には、各評価委員および研究代表者への事実誤認の確認が行われます。

また、中間報告書は評価委員が事前に査読し、日本側研究代表者から評価委員の質問やコメントに対して回答いただく他、研究主幹等による現地調査や相手国側研究者等へのインタビュー等を通して国際共同研究の実態や持続性などが確かめられ、評価会において評価委員へ報告されます。

現地調査は、研究者側への負担低減を図るうえでは、関係者が現地で一同に会する合同調整委員会 (JCC) 等の機会に合わせて実施することが効率的と考えられますが、タイミングや調査行程については研究者側と調整します。詳細は別紙をご覧ください。

標準的なスケジュールは以下の通りです。



3. JST の評価項目、中間評価項目及び総合評価基準

JST 中間評価の評価項目等は表 1 のとおりです。これらの評価項目は終了時評価、追跡評価においても同様に活用されます。

表 1 JST 評価項目

JST 評価項目	主な視点	備考
プロジェクト（研究課題）のねらい	<ul style="list-style-type: none"> ・地球規模課題解決に資する重要性 ・科学技術・学術上の独創性・新規性 	研究内容に変更あれば、中間評価で実施
国際共同研究目標の達成	<ul style="list-style-type: none"> ・プロジェクト期間中の成果目標の達成度と成果内容 	中間評価・終了時評価で実績に基づき評価。

¹ 具体的には「5. 中間評価の際に使用する資料」を参照してください。

² 評価用資料等を査読し、確認点・改善点等を含めた暫定評価を行います。

³ 評価に係る情報収集を目的として相手国へ渡航し、相手国側の取り組む姿勢や施設の確認、研究進捗や成果の把握を目的として実施します。JST の現地調査のタイミングで、JICA が中間レビューを兼ねた定期モニタリングを実施する場合、現地調査前に対処方針会議が開催される事もあります。

JST 評価項目	主な視点	備考
国際共同研究（活動）の運営体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究運営体制 ・ 研究費管理 ・ コンプライアンス 	中間評価・終了時評価で評価。
科学技術の発展と今後の展望	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地球規模課題並び相手国側への科学技術向上への貢献 ・ 知的財産、論文・学会発表等（投稿先、引用数）、成果品等 ・ 科学技術的成果の重要性（国内外の類似研究との質的比較） ・ 日本における科学技術の今後の展開・発展性 ・ 日本の研究手法・制度・規格の普及など日本の科学技術がもたらした影響・効果 ・ 日本人人材の育成（若手、グローバル化対応） 	<p>終了時評価・追跡評価で評価。</p> <p>中間評価では見込みを含め評価。</p>
成果の活用・普及持続的研究活動等への貢献	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人的交流の構築（留学生、研修、若手の育成） ・ 相手国側研究機関あるいは研究者の自立性・自主性 ・ 社会実装、政策等への反映 ・ 成果を基とした研究・利用活動の持続的発展 	<p>終了時評価・追跡評価で評価。</p> <p>中間評価では見込みを含め評価。</p>

なお、中間評価におけるJST側の具体的な評価の視点は以下のとおりです。

(1) 国際共同研究の進捗状況について

- ・ 当初の研究計画から見た進捗状況や達成度等はどうか
- ・ 新たな方向性や方針変更等、当初計画では想定されていなかった新たな展開が生じたか
- ・ 成果の科学的・技術的インパクト、国内外の類似研究と比較したレベルや重要度はどうか（質的な視点から）

(2) 国際共同研究の運営体制について

- ・ 研究チームの体制・遂行状況や研究代表者のリーダーシップは適当か
- ・ 研究費の執行状況は効率的・効果的か（各グループの研究費は有効に執行されているか、購入機器は有効に活用されているか等）
- ・ コンプライアンスに基づいた国際共同研究が実施されているか

(3) 科学技術の発展と今後の研究について

- ・ 今後の研究の進め方は適当か（研究の方向性、相手国との協力状況、研究実施体制、研究費）
- ・ 今後見込まれる成果について（地球規模課題並び相手国側への科学技術向上への貢献、日本における科学技術の今後の展開・発展性、日本の研究手法・制度・規格の普及など日本の科学技術がもたらした影響・効果、成果の社会的なインパクトの見通しを含む）
- ・ 日本人人材の育成を実施しているか（日本人若手研究人材の育成、グローバル化に対応した日本人人材の育成 等）

(4) 持続的研究活動等への貢献の見込みについて

- ・ 人的交流の構築がどのように見込まれるか（日本人若手研究人材育成、相手国側研究機関あるいは研究者の自立性・自主性）
- ・ 成果を基とした研究・利用活動が持続的に発展していく見込みがあるか（政策等への反映、成果物の利用など）

(5) 総合評価（上記の全項目を勘案し評価）

- S. 所期の計画を超えた取組みが行われている
- A+. 所期の計画をやや上回る取組みが行われ、大きな成果が期待できる
- A. 所期の計画と同等の取組みが行われ、成果が期待できる
- A-. 所期の計画とほぼ同等の取組みが行われ、一定の成果が期待できる
- B. 所期の計画以下の取組みであるが、一部で当初計画と同等又はそれ以上の取組みもみられる
- C. 総じて所期の計画以下の取組みである

4. 中間評価の際に使用する資料

- 中間報告書（研究代表者が作成）
- 成果目標シート（研究代表者が更新）
- 全体研究計画書・年次研究計画書（既存資料）
- 年次実施報告書（既存資料）
- 暫定評価での事前コメント（国内領域別委員が作成）及び研究代表者からの回答
- 評価会でのプレゼンテーション資料（研究代表者が作成）、課題評価記入票（国内領域別委員が記入）
- 現地調査報告書（JST が作成）
- その他必要な情報等（参考資料）

5. 評価に際して

- JST の評価は、研究代表者から提供された情報に基づき、国内領域別委員（評価者）による評価会において絶対評価で行われます。
- 国内領域別委員（評価者）が利害関係者である場合は、評価に加わることはできません。利害関係者の範囲は、次の各号に定めるとおりとします。
 - (1) 被評価者と親族関係にある者。
 - (2) 被評価者と大学、国立研究開発法人等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業における同一の部署に所属している者。
 - (3) 被評価者と緊密な共同研究を行う者。
(例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは被評価者の研究課題の中での共同研究者等、被評価者と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者)
 - (4) 被評価者と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者。
 - (5) 被評価者の研究課題と学術的な競争関係にある者又は市場において競争関係にある企業に所属している者。
 - (6) その他 J S T が利害関係者と判断した者。
なお、それ以外の場合であっても、利害関係を有すると自ら判断する場合には、評価に加わりません。
- 評価会に先立ち、評価者には、評価用資料（研究代表者作成の研究実施報告書等）に予め目を

通しておいていただきます。

- 評価は、これまでの年次報告書、サイトビジット、シンポジウム、年次報告会等により把握している進捗状況、評価用資料、評価会での研究代表者によるプレゼンテーション及び意見交換などを総合的に勘案して行われます。
- 研究代表者に対して、評価結果を公表する前に、評価結果案について事実誤認がないか等の確認を行います。

6. その他

- ・ 評価結果の公表の参考例としては下記ホームページをご参照ください。
(JST) <https://www.jst.go.jp/global/kadai/index.html>
(JICA) <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/middle-end.html>
- ・ 評価に携わる関係者は、個人情報の保護、及び秘密保持の観点から、評価会関係資料の取り扱いについては十分な配慮をお願いします。特に、評価コメントは厳正な評価ができるよう秘密を保持する必要がありますので、慎重な取り扱いをお願いします。また、評価会終了後、資料は全て回収します。

7. 参考資料

- (1) 「国の研究開発評価に関する大綱的指針」 内閣総理大臣（平成 28 年 12 月）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kenkyu/taikou201612.pdf>
- (2) 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」 文部科学大臣（平成 29 年 4 月改定）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/hyouka/1260346.htm
- (3) 「第 6 期科学技術・イノベーション基本計画」 閣議決定（令和 3 年 3 月）
<https://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/index6.html>
- (4) JICA 事業評価ガイドライン（第 2 版）（平成 26 年 5 月）
<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>
- (5) JICA における事業評価の仕組み
<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/about.html>

以上

【依頼】 中間年度および終了年度における研究報告会の実施について

JST では、国際共同研究であるプロジェクトの評価を適切に実施するため、相手国側の取り組み姿勢や施設の確認、研究進捗や成果の把握を目的として原則現地調査を実施します。また、現地調査は、中間年度（正式化後3年目）および終了年度（正式化後5年目）の研究者の現地渡航（のタイミング（JCC（合同調整委員会）等）に合わせて実施することとしています。

つきましては、3年目及び5年目のJCCにおいては、その開催に合わせて、下記要領で両国の研究者が共同で研究報告会を開催して下さるようお願いいたします。その後日本で開催されるJSTによる中間評価会および終了時評価会において、本研究報告会での発表や討議、現地調査などの内容を活用します。

【研究報告会の実施要領】

1. 基本的な議題 : 日本側と相手国側研究者から各担当の研究テーマにかかる進捗報告と質疑応答、JST 研究主幹等からの総評を想定します。
(JST 国内領域別委員会での評価実施に向けた、情報収集のための現地調査の一貫としての位置づけであり、研究報告会において評価付けは行いません。)
2. 発表者 : 若手を含む両国の研究チームのメンバー
3. 参加者 : 発表者、相手国側研究機関の関係者、JST（研究主幹等）の出席を基本とします。参加人数の規模は問いませんが、関連省庁の幹部など JCC のメンバーの参加も奨励されます。
4. 時期 : JCC の前後など、日本側研究者の現地渡航の機会を利用して研究進捗状況の確認を行います。
5. 運営 : 準備、当日の運営および司会進行は両国の研究者チームによるものとします。
6. 予算 : 本件に関する予算の追加はありません。

※準備にあたっては、前もってプロジェクト関係者間で調整を行い、その開催予定時期等の情報を JST/JICA 担当者にご連絡いただくようお願いします。JICA 業務調整員が研究報告会の円滑化のため運営に携わる場合には、JICA 担当者と事前に情報共有してください。

※研究報告会の資料は JST/JICA 担当者と共有してください。

※JICA 担当課も渡航し定期モニタリングの一環で現地調査を実施する場合は、研究報告会の開催要否は、JICA の現地調査の内容を踏まえて JST が研究代表者と相談のうえ判断することとします。

※日程例

- 1 日目 研究サイトの視察【半日～1 日】
- 2 日目 研究報告会【半日～1 日】
- 3 日目 JCC（合同調整委員会）

以上